

お客様各位

飯能信用金庫

未利用口座管理手数料の新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年4月1日（木）以降に新規開設された普通預金口座に導入させていただくことといたしました。

本手数料はあくまでも令和3年4月1日以降に開設され、非活動の状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。なお、普通預金口座には総合口座も含まれます。

【未利用口座管理手数料の対象口座】

以下の条件を満たす普通預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。

1. 令和3年4月1日以降に開設された普通預金口座であること。
2. 最後のお預け入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預け入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。
3. 該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
4. 同一支店を含む全店舗で、他のお預り金融資産（定期性預金・国債・地方債・投資信託・出資金・保険等）のお取引がないこと。
5. お借入がないこと。

※ 紛失などをご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

【未利用口座管理手数料のご案内について】

1. お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に「未利用口座管理手数料の引落しについて」をお届けのご住所に送付させていただきます。（「ご案内」延着または到着しなかった時も通常到着したものとみなします。）
2. ご連絡後、一定期間（約3ヶ月）経過後にお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

【口座の自動解約について】

1. 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を翌月に自動的に解約させていただきます。
2. 一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますのであらかじめご了承ください。ご不明な点は、お取引店までお問合せください。

以上